

令和7年7月18日

令和7年度

第2回川崎市環境審議会資源循環部会

午前 9 時 30 分開会

○石坂廃棄物政策担当課長

ただいまから令和 7 年度第 2 回川崎市環境審議会資源循環部会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、環境局廃棄物政策担当課長の石坂でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、オンラインにて御出席いただいている委員の方々もいらっしゃいますが、音声は届いていらっしゃいますでしょうか。

[音声状態確認、異常なし]

ありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告させていただきます。委員 9 名中、現在、7 名の委員に御出席いただいております。川崎市環境基本条例施行規則第 14 条の 2 第 3 項で準用する第 14 条第 2 項の規定に基づきまして、半数以上の委員の御出席により、本日の部会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により原則公開としており、本日の配付資料及び議事録につきましては、本市ホームページに掲載させていただくとともに、公文書館等で閲覧に供することとしております。議事録につきましては、委員名が分かる形で作成させていただきます。

報道、傍聴につきましては、今のところ傍聴等の申出がございませんが、この後、報道関係者及び傍聴の申出があった場合、入室を許可することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○石坂廃棄物政策担当課長

ありがとうございます。

では、この後、希望があった場合は入室を許可いたします。

それでは、資料につきまして、事務局より確認をさせていただきます。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。資料1、前回部会における委員の主な意見、資料2-1、川崎市の将来人口推計について、資料2-2、将来人口推計を踏まえた目標値について、資料3、重点事業案について、資料4、一般廃棄物収集運搬業の許可の運用について、資料5、今後のスケジュールについて、資料6、基本計画の改定の考え方について（答申素案）、資料7、次回の開催について、参考資料として、部会委員名簿、参考資料2、川崎市の廃棄物対策に関する基礎資料集です。資料に不足はございませんでしょうか。なお、参考資料は後ほど御覧いただければと思います。説明は以上となります。

○石坂廃棄物政策担当課長

それでは、これからの進行につきましては、寺園部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○寺園部会長

はい、了解しました。皆様、おはようございます。今日も大変暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速、報告事項1から3に入りたいと思います。前回部会での主な意見、将来人口推計を踏まえた目標値、重点事業案の3つについて、事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

まず、資料1をお開きください。前回部会における委員の主な御意見を挙げさせていただきます。

濃沼委員の意見1：目標の1人1日当たりのごみ排出量は、何グラムまで減らすよりも1割減らすといった表現の方が市民はイメージしやすい。

篠倉委員の意見1：ごみ減量に頑張っている人はこれ以上何を減らせばよいのか、ごみ減量に取り組んでいない人こそ変わる必要があると感じている。

高橋委員の意見2：高齢化が進む中で一時多量ごみやふれあい収集の制度を分かりやすく周知することが大事である。

寺園部会長の意見5：循環経済に移行するためには上流側から変わっていかねばい

けない。出てきたごみをどうするかではなく、どういう必要なもので我々は生活するのかというところを考えなければいけないと思う。

徳野委員の意見 1：川崎市の強みであるケミカルやマテリアルのリサイクルが進んでいることを知らない人が多いため、情報発信の充実は大事である。

藤倉委員の意見 1：再生した後のものの消費ルートをつくることは大事であり、低炭素商品や再生品を優先購入するよう全庁的に強く伝えてほしい。計画に位置づけることで所管の担当者が変わっても取組が継続するような仕掛けを考えるとよい。

宮脇副部会長の意見 1：製造事業者などの排出者が資源化の検討の際にどこに相談を持ち込めばよいのか悩む場面もあるため、市で資源化できる民間事業者を紹介ができるのかを含めた検討が必要である。

意見 2：目標値はかなり厳しいことをしっかりと認識して進める必要がある。頑張っている中でさらに協力度を上げるのは簡単ではない。

森川委員の意見 1：プラスチックの分別率を上げるためには、分別率が悪い場所を把握していく必要がある。分別ができていない建物の大家に市は収集しませんと伝えるなど、負担の公平性からも強制力が一定必要だと考える。

渡辺委員の意見 1：循環型社会の移行には、行政指導等の半強制的な部分がないと難しいのではと考える。産廃業界でも協力したいという思いはあるが何をすればよいか分からない部分もあるため取り組みづらいつとを感じる。

説明は以上となります。

続きまして、資料 2-1 をお開きください。川崎市の将来人口推計についてです。

スライド 2、令和 7 年 5 月に公表された川崎市の将来推計では、ピーク人口が 2035 年で約 159.3 万人、2050 年は約 154 万人です。スライド 3、こちらのスライドは 2020 年度実績と比較した際の人口増減となります。

続きまして、資料 2-2 をお開きください。将来人口推計を踏まえた目標値についてです。

スライド 2、目標 1 と 2 を更新しております。目標 1 は 1 人 1 日当たりのごみ排出量を約 1 割削減として 712 グラムに、目標 2 はごみ焼却量約 5 万トン削減として 27 万トンとしております。スライド 3、参考となりますが、各年度の将来推計となります。

資料 2 の説明は以上となります。

続きまして、資料 3 をお開きください。こちらは重点事業案についてです。

スライド2、基本計画と行動計画の位置づけですが、基本計画は環境審議会の審議事項であり、基本理念や基本方針、目標、基本施策となります。行動計画は基本計画の達成に向けて作成するものとなります。今回、参考で御説明する重点事業は、行動計画の約60の事業のうち7つの事業を予定しております。

スライド3、重点事業は、基本理念のポイントである循環経済・資源循環、脱炭素化、安全・安心に関する特に施策効果が高いと思われる事業です。循環経済・資源循環として01から05までの事業、脱炭素化として06、安全・安心として07の事業となります。

スライド4は「重点01 素材・製品の水平リサイクルを始めとする循環経済の促進」となります。取組として、製造事業者、処理事業者、設計者、アドバイザーなどのステークホルダーとの環を構築し、プラスチックの水平リサイクルをはじめとする様々な素材や製品の資源循環を推進することや、多様な主体との連携のほか、近隣自治体や市外事業者との連携を通じた取組を推進します。

スライド5は「重点02 事業者と連携したリユース・リサイクルの推進」です。取組として、CEコマース事業者との連携や、製造や小売事業者が行う自主回収、拠点回収への誘導、リユーススポットの促進となります。

スライド6は「重点03 多様な主体と連携した美化活動の推進」です。取組として、まち美化活動を行っている団体や地域活動をネットワーク化し、連携の輪を拡大すること、また、まち美化活動の見える化による市民、事業者の美化意識の向上及び醸成、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携・協働した集積所周辺等の環境美化を推進します。

スライド7は「重点04 プラスチック資源の分別率向上」です。取組として、プラスチック資源一括回収の市内全域拡大及び資源物の分別率向上に向けた対策強化や、分別意識が低い若年層等、ターゲットごとに効果的・効率的な広報、啓発を実施します。

スライド8は「重点05 事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の取組推進」です。取組として、事業系食品廃棄物のリサイクルルートへの誘導や、小売事業者、飲食店等々の連携強化、フードシェアリング等による食品の活用促進に向けた事業者支援の充実、SNS・アプリ等各種広報媒体を活用した市民への働きかけを推進します。

スライド9は「重点06 収集・処理体制のDX化・脱炭素化の推進」です。取組として、DX化による収集体制の効率化及び市民サービスの向上、ごみ収集車におけるEVやバイオ燃料の活用による脱炭素化、また、DX化による処理体制の効率化及び人材育成の取組、廃棄物処理施設におけるCCUSの活用等による脱炭素化を推進します。

最後、スライド10は「重点07 ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化」です。取組としては、超高齢社会を見据えたふれあい収集の強化や一時多量ごみ制度等の充実・強化などです。

説明は以上です。

○寺園部会長

ありがとうございます。今から10分程度、御質問、御意見をお受けしますが、最初に、今後のスケジュールの確認をして、今日の部会の位置づけを再確認できればと思っています。

資料5の「今後のスケジュールについて」を開けてください。本日は7月18日で、第2回の部会と記載されていますが、前回5月15日の第1回部会においては、基本計画改定の考え方の構成案を議論し、本日は、答申素案について議論していきます。次回10月の部会で答申案を固めた上で、10月末の親会に答申案を出して審議してもらうことになります。親会では、最終的に11月に市長に提出する答申を確定するという形になります。本日は基本計画の答申素案を議論する段階であるということを再確認させていただきます。

先程の3点の中で、資料2-1、2-2は、人口推計が微修正されたので、それに伴って目標値を少し修正しているということで、ここは大きな問題はないと思います。

資料3について、重点事業案の位置づけですが、これは私も事前の説明を受けて、分かりにくかったところがあるので、ここで確認しておきます。2ページ目を御覧ください。基本計画と行動計画があり、我々が親会に答申案を提出するのは基本計画の改定についてなので、左側の赤い囲まれた部分の中で、12年を想定した基本理念、基本方針、目標、基本施策という中身についてです。その下に、2026年度から12年間の基本計画の計画期間が書かれています。ここが議論の対象となります。行動計画は、基本計画と連動して、市役所の中で検討されるもので、4年ごとの計3期を想定した60の事業でつくられており、そのうち今説明いただいた、7つの重点事業という大事なものがあります。前回の議論でも、基本計画と個別の基本施策があり、今日の重点事業の中にもプラスチックの分別率向上やリユース・リサイクルに関する施策などいろいろ施策がばらばらにあって、どれとどれがどのような関係にあるのか分かりにくいという話もあったと思います。今日の資料3で説明いただいたのは、行動計画の中に含まれる7つの重点事業案ということで、ここについて、私たちが今日意見を言うことは構わないのですが、私たちが基本計画を議論する

ときに、行動計画の中の重点事業案に対してはどのようなスタンスで進めていけばよいのか、また、行動計画の中の重点事業案は基本計画のどこにどう絡んでいるのか、その辺りを説明いただけるでしょうか。

○石坂廃棄物政策担当課長

廃棄物政策担当の石坂でございます。なかなか構成が分かりづらくて申し訳ないところがございますが、今、部会長に御説明いただいたように、現在、我々から諮問させていただいているのは、基本計画に関するもので、行動計画自体は行政として作成するものでございます。但し今回、重点事業について御説明したのは、基本計画の中で施策体系なども検討いただいているため、それを検討するに当たって、具体的施策について、どこの施策を進めていくといったところを御覧いただいたほうが、議論の際に具体的なイメージをもていただけるかなという理由です。ですので、基本的には、重点事業については基本計画の外のものにはなっていますが、せっかくの機会ですし、またご意見を頂いた場合は市でも行動計画を作成する中で検討させていただきたいと思っておりますので、今お示しした内容で、委員の皆様から御意見をいただければと考えています。

○寺園部会長

ありがとうございます。なかなか難しいとか、言いにくいといったことがあるかもしれませんが、率直な御感想、御意見を、特に重点事業についていただければと思います。また、その前の資料の前回の振り返りや、将来人口推計を踏まえた目標値についてでも構いませんので、御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。濃沼委員、お願いします。

○濃沼委員

重点事業03、6ページで、まちの美化活動について団体でネットワーク化をしていくというように書かれているんですが、これは大変大切なことなのですが、美化活動には大きく2つの観点があって、1つはまちの中の公園のごみを減らしていくという観点、もう1つは、公園などに花や木を植えて美しく見せると、この2つの視点があると思うんですね。この重点に書かれているのは、どちらかというところ、ごみを減らしていくという方向ですけれども、ネットワーク化をしていく皆さんから見ると、その2つの視点のうちのどち

らを重点にしていくのかというのが、何となくはつきりしないのではと思います。この部会の中では、ごみを主体にした環境美化をもう少し明確に謳っていった方がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○山田減量推進課長

減量推進課の山田でございます。御意見、ありがとうございます。事務局としてはごみを減らすという視点で書いているつもりでしたが、その辺、分かりづらいという意見を頂きましたので、この辺を少し明確にさせていただきたいと思います。御意見、ありがとうございます。

○寺園部会長

ほかに。渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員

重点2のところですが、リチウムイオン電池の利用拡大に伴って、火災事故がこの間も埼玉県の新市でありました。埼玉の対応として、施設が復旧するまでの間、その施設が使用できなくなるので、周りの施設にお願いするということと併せて、民間に依頼しなければいけなくなったというようなニュースが流れたと思います。そのような場合に川崎市に置き換えて考えたところ、川崎市の中には、今、川崎市の処理センターの代替になるような施設を持ち合わせている業者がいないのですね。その辺の許可に関してのお願いも実は我々業界も結構したことがあるんですが、川崎市さんはその許可を出すことは考えていないというふうに聞いておりました。その必要性があるのではないかなと私は思っていました。民間に許可を出していただいて、もう少し幅広く受け入れることができるようにする必要があるのでと思います。市の対応が遅くて市民の方が困っているケースが実はいっぱいあるんですね。産廃との垣根もあって、私は産廃で事業を行っているのですが、持っていくところがないという相談を受けることがあります。一般では処分業の許可がないからこの施設で処理するには産廃として扱うしかないんだよといった話にもなりまして。我々もその線引きがよく分からないところが実はありまして。今一番気になったのは、清掃工場で事故が起きたときにどのような形で取り組んでいかれるか、まず確認をしたいなというところです。

○石坂廃棄物政策担当課長

御質問、ありがとうございます。リチウムイオン、昨年度もございましたし、昨今も火災事故が発生したと聞いているところでございます。主には事故による焼却施設への影響についての認識についてのご質問ですか。

○渡辺委員

そうですね。

○石坂廃棄物政策担当課長

焼却施設が火災事故になった場合、受入れ停止のような可能性もあるかと思いますが、そういった中で、本市としてどのように対応していくかは、その時の状況で判断していかなければならない部分があるかと思っています。本市は今、焼却施設が3か所ありますので、収集部門、処理部門を含めた形で検討して、市内の他の処理センターへの搬入先変更で乗り切っていけるのか、また、期間が長くかかりそうであれば、埼玉県の事例におきましても、他都市への支援要請を含めてというところがありましたので、近隣自治体と連携しながら、まずは対応を図っていくのかと考えております。事故の状況や復旧期間、事故の影響といったものをもろもろ加味しながら、状況を踏まえた対応を考えるような形になるかと思っています。

○渡辺委員

今の御意見ですと、例えば浮島の工場で事故が発生したときは、他の2か所で賄い切れると考えてよろしいのでしょうか。1つ停止した場合、何日止まるか分からないと思います。早く復旧すればいいんですが、何か月単位でとなった場合に、収集体制も含めて相当無理がいくのではないかなと思ったものですから。浮島が駄目な場合はここ2か所で大丈夫だといったものがデータとして取れているのなら良いんですが、果たしてどうなのかなと思ったものですから。

○石坂廃棄物政策担当課長

説明が不足していて申し訳なかったところがあるのですが、一次的なところで、市の処

理センターの中で調整することが第1弾と、また、状況によって搬入できない期間が長期化して市だけで対応し切れないということになりますと、他都市や他施設を含めた応援体制も検討していかなければいけないと思います。今時点で明確に応援体制に関して検討というところまではないのですが、火災が起きればその状況に応じた対応はしていかなければなりませんので、市だけというよりは、他都市も含めた検討が今後必要かなと改めて感じたところです。

○寺園部会長

私からも少し補足とコメントをさせていただければと思います。

リチウムイオン電池の火災の問題について、現在、私も研究しておりますし、国の検討会のほうにも参加していますので、少し分かっている範囲で申し上げます。蕨戸田の話だったかなと思いますが、最近、火災がありました。火災は可燃ごみのピットで起こると一番まずい。非常に被害が大きくなって、影響が大きくなります。可燃ごみのピットで火災が起きたらそれは早期消火するしかないのですが、浮島でも別の施設でも川崎市さんではそういった事態への対応は一定程度できているかなとは思っていますので、そこをより充実していただければと思います。また、不燃ごみの火災のほうが、リチウムイオン電池を原因としたものが多いです。茨城県内でも守谷にある常総環境センターで、今も、数か月、収集が停止して、他都市に支援を要請しているような事例もあります。

川崎市の場合は、小物金属という収集の仕方をしていて、私も見学したときに、相当丁寧に中を探して、リチウムイオン電池の関連の製品等を除去しているのを目にしました。ですから、他都市に比べると、可能性としては非常に低いとは思いますが、ゼロだという保証があるわけではないので、どこかで火がついたときにそれを早期に消火するような、そういった対策をまた引き続き検討いただきたいと思います。あと、可燃であっても不燃であっても、処理施設が停止してしまう可能性はあるとは思っています。それに備えて市の中でバックアップ体制を取っておく、あるいは他都市の応援をお願いすると、両方の体制でやっていくのがいいんじゃないかなと思っています。もちろん民間の産廃焼却施設などの力を借りる場合もあるかもしれませんが、当面は市の中、あるいは他都市との連携の中での体制を備えていくのかなというふうに、私の頭の中で優先順位としては考えているところです。

一方で、産廃でも、スーパーエコタウンですかね、この近辺でも優良とされている建設

廃棄物のリサイクル会社でも同様に火事があったということですので、どこでどのように火災になるか分からないということで、排出側も大事なのですけれども、市の皆様も、この問題について十分注意していただきたいなと思っています。

1点、情報提供ですが、4月に環境省から、リチウムイオン電池を市町村でしっかり集めてくださいという通知が出ています。その中で、膨張したリチウムイオン電池も含めて、市民から集めてくださいとありました。なかなか各市町村も困っているところですけども、どういう集め方があるのかということについて環境省が説明会を開く予定になっていますので、それにも参加いただいて、今後の対応など検討をいただければと思っています。関連で、膨張したリチウムイオン電池などは、今は川崎市では集める体制はあるのでしょうか。

○石坂廃棄物政策担当課長

今年度の4月からですが、生活環境事業所で、膨張したもの、いわゆるJ B R Cで回収対象でないものも回収するという取組を開始しております。

○徳野委員

徳野です。お時間のない中で一言申し上げたいことがあります。川崎市地球温暖化防止活動推進センターで勤務していますが、つい先日、モバイルバッテリーをどこで回収してくれるかという質問がまさに市民の方からありました。川崎ごみアプリのダウンロードをお勧めして、それで調べてということでした。生活環境事業所で回収しているというのはすぐ分かるんですが、市民が生活環境事業所に持っていくというのはなかなか大変なことだと思います。今おっしゃったJ B R Cへの回収拠点が、私が見た限りでは、川崎市にはないように思ったんですが、いずれにしましても、店舗等での自主回収だとか、拠点回収のように、簡単に集められる仕組みがあるといいなと思いました。私が知っている例では、フロンターレの試合のときに、SDGsランドというのがありまして、そこでフロンターレさんがモバイルバッテリーの回収をしますと言われたら、たくさんの人が持ってこられるたという話を聞きました。しっかり広報がされれば、川崎市民はちゃんと回収に持っていくようになるのではと思いますので、火災が起きたときの対応は大切だと思うのですが、火災が起こる前にしっかり分別するというのも大切なことなと思ひまして、ぜひ広報と、そして、回収拠点を増やすということをお願いしたいなと思ひました。

○石坂廃棄物政策担当課長

J B R Cの対象物の回収拠点に関しましては、基本的にはJ B R Cの容器を設置させていただくというところで、市内に、生活環境事業所以外にも持ち込む場所はあるのですが、確かに全体としては充実しているかという点、そうではない状況もございますし、回収対象物と対象物以外の判別というのも市民の方は分かりにくいと思っていますので、国にも働きかけながら、効率的な回収の方法などは訴えかけていきたいと思っております。あわせて、川崎市としても、リウチムの問題、まさに火災が出た場合などは大きな影響が出る問題ですので、回収スキームについては引き続き、検討を進めていければと思います。

○寺園部会長

ぜひ皆さんも市民目線になって、自分が廃棄したいものがどこに排出できるかすぐに分かるかどうかということも考えながら、重点事業の中にも活かしていただければと思います。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員

重点事業案5ページのリユース・リサイクルについて、「現状・課題」で、プラスチックや合成繊維は燃やすと温室効果ガス排出の大きな要因と記載されていますが、私の住んでいる区も、衣類に関しては、6月2回、11月2回と回収があって、7区の中では一番、古着をはじめ、いろいろと環境事業所に集まっています。常にリユースとリサイクルをしていると環境事務所でも伝えてくださってはいるんですけども、まだまだです。コロナ禍が終わった時点から、また元に戻ってしまっています。環境事務所にも毎日必ず、多摩区と、それからうちの麻生区も衣類が回収に持ち込まれているということで、それは誇りでもあるんです。それを実際、もう少し区民の皆様知ってほしい。それとプラスチックの一括回収については、麻生区でも来年度からスタートしてきます。そのため、プラスチック一括回収の問題も、全区がスタートしているという中で、これから区役所でも町会でも自治会でも、環境事務所を通して、いろいろな説明、質問をしていくところです。秋から冬の2月ぐらいまでどのように実施していくか、今全体会議で検討しはじめたところです。川崎市の職員もそうした各町会、自治会に説明に来ることになっておりまして、今

度、麻生区でも、川崎にあるプラリサイクル施設に2件、大体30名ぐらいを目標に見学にまいます。見学者にはなるべく現実を見ていただいて、プラについても、小さなものと、それから、これから対象になる大きなものも、それらが全部リユースとリサイクルに回っているというところをもう少し現実的にイメージとして、膨らませていただきたいというふうに考えております。これから来年度に向けて準備をして、そこから全区でというところで期待していることも多いので、ますますこれからの12年間に向けて、もう少し回収の動きを膨らませていただきたいというのが希望です。

○寺園部会長

時間が押しているところ恐縮ですが、この重点事業案について、今の意見も含めたお願いを私なりにお伝えしたいと思います。この重点02というのは「事業者と連携したリユース・リサイクルの推進」ということで、プラスチックとか合成繊維とかリウチムイオン電池とか、様々な製品ごとに、事業者が既に回収、リサイクルしているのもあるが、先ほどJBR Cは対象外もあるという話がありました。回収できていないものもあると。プラスチックとしては市が全市から回収するという取組を始めるところですが、事業者で回収しているものもあるし、そうでないものもあるということで、既に事業者がリユース・リサイクルの取組をしているところは良いと思うのですが、市から見てここを本当はリユース・リサイクルできるはずなのにまだできていないとか、市が全部やるのではなくて、事業者と連携で行うことですので、製品や店舗などを様々見ていく中でもう少し事業者からこういう協力が得られたらいいんじゃないかという面も出てくると思います。そういったものを少し気かけながら、市としても事業者との連携を、より進めていただければと思います。行動計画の中の重点事業については、我々、委員として、今日、様々な意見を申しましたので、事務局側でその辺を酌み取っていただければと思います。

○濃沼委員

ちょっと違う視点なんですけれども、関連するとすれば、重点事項06の9ページのところなのですが、今、バスやタクシーの運転手が大量に減っていて、それで、バスも減便になったりとか、タクシーもなかなかつかまらないとか、そういう状況になっています。処理業者では今はごみの回収車の運転を担っているけれども、これから10年先を見越すと、運転手さんが減ってしまう。そうしたときに、市民が回収されなくて困ってしまうという

ようなことが考えられます。9ページにはできるだけA Iを取り入れるなどが書かれておりますけれども、こうした技術をぜひ取り入れていただくと同時に、海外では、大きなマシンが建つと、自動的にごみを集積所まで真空で送るといようなシステムなんかを取り入れているんですね。そういう技術もぜひこういう中に取り入れていくような、積極的に新しい技術を取り入れていくようなことを考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○寺園部会長

私から補足します。A I、I C T、この辺のD X化は重要だと思います。真空収集については、つくば市でも昔あったんですが、非常に高コストで、柔軟性がないということで、つくばもそうですし、横浜でも神戸でも、全部一度は作ったものの結局駄目になった先行例がありますから、これを活用することは恐らく無いと思います。それ以外での収集は、これからA IとかD Xに期待するところは大きいかなと思います。

何か追加でお答えすることはありますか。

○石坂廃棄物政策担当課長

人手不足については、我々としても課題とっておりますので、そういったところも含めて、I Tなどの技術の活用は検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○寺園部会長

ありがとうございます。多くの御意見をいただきましたので、また重点事業に反映いただければありがたいなと思います。

それでは、これから次の報告事項4に移りたいと思います。一般廃棄物収集運搬業の許可の運用について、事務局から御説明をお願いいたします。

○木下廃棄物指導課長

それでは、資料4で御説明させていただきたいと思います。廃棄物指導課の木下と申します。よろしくお願いします。

まず、こちらにつきましては報告事項となりますので、この場で皆さんに御審議いただく対象としては考えてございませんので、よろしくお願いいたします。

まず、一般廃棄物につきましては、本市、自治体に処理責任がありまして、以前は本市では家庭のものも事業系のものも全て収集するということをしておりましたが、平成13年から許可制度を設けまして、平成16年からは事業系の一般廃棄物につきましては全て許可を取得した事業者で収集運搬をしているという状況でございますので、その状況について確認させていただきたいと思えます。

2ページ目、まず、本市の状況でございます。過去5年分を表としております。左から2列目が事業系一般廃棄物のごみの排出量になりまして、御覧のように、上から下のほうに年代が進んでいるというところですが、ごみの量は年々減少傾向にあります。そうした中、その右隣の列、許可業者数につきましてはほぼ変わっていないという状況です。ただし、変わらないといっても廃止もあれば、新規もありというところで、出入りは少なからずあるという状況ですが、総数としては変わっていないという状況です。

右端の列は、市で独自に計算した数字にはなりますが、許可している事業者の持っている車両数などを基に算出した数字になっておりますが、収集運搬能力として今回示しております。この能力につきましては、事業者の車両台数が増えているという関係もありまして、排出量に比べて能力については非常に余剰になっているという状況です。また、今現在、市内の状況についても、安定的に収集運搬処理がされているという状況です。こうした中で、この状況について少し検討させていただきたいと思っております、収集運搬能力としては、発生量に対して十分足りているという状況を御確認いただければと思えます。

次のページ、もう1つの検討材料でございますが、こちらにつきましては、政令市の状況と23区の状況ですが、他都市では、適正処理が確保されているという状況の中で、原則、新しい許可を出していないという状況です。下の表にあります、申請があった場合に無条件に許可を出しているという都市は川崎市のみということ。他都市につきましては、全く許可していない都市が9、条件つき、※のところがございますが、再生利用や資源化を目的とした申請のあったものについては許可しているということで、それが11都市ということになっております。

こうした状況を踏まえまして、今後の方向性ですが、本市では制限を設けずに新規許可を行っている現状ですが、既存許可業者により適正な処理が確保されていると考えてございますので、他都市の事例を踏まえまして、排出状況、許可業者数の数に応じて、再生利用を目的とするものを取り扱う場合を除いて、新規許可を行うかどうかということは無条

件に行うのではなく判断させていただくこととしたいと思っております。

また、4ページ目、こちらは参考でございますが、許可に関して判例もあります。他都市の例ですが、既に許可を持っている事業者が後から許可を受けた事業者に対して許可の取消しを求めるといった訴訟も過去行われております。この件では結果的に訴訟を起こしたAが途中で廃業してしまったということもありまして、訴えの利益がなくなって、訴訟自体は差し戻されてはいるのですが、その裁判の中で裁判所の考え方が一定程度示されております。判決理由に記載しておりますが、一般廃棄物収集につきましては、公共性の高い事業ということで、継続的かつ安定的に行われるということが非常に重要となっているという考えです。また、そのために一般廃棄物収集は自由競争に委ねられるべき性格の事業という位置づけではないという考えもあります。また、許可の判断につきましては、許可を出している市町村に一定の裁量があるというところですので、その下になりますが、需給の均衡、また、その変動による既存業者への事業の影響を適切に考慮する必要があるというような判例もあります。

また、5ページ目ですが、この判例を受けて、同じ平成26年の10月には環境省からも通知が出ております。こちらにつきましては、「一般廃棄物処理計画の位置付けの中で、適正に処理、継続かつ安定的な実施が確保されるよう業の許可の運用を行うことが重要」となっておりますので、状況を見ながら運用していくことが必要だという通知も出されているという状況になっております。私からは以上になります。

○寺園部会長

ありがとうございます。順番的には後で基本計画の議論がありますが、ここでは報告事項として一般廃棄物収集運搬業の許可について、事務局から御説明がありました。

私から1点確認です。3枚目のところで、政令市の中では川崎市さんだけが条件なしで許可しているところを、他の11自治体と同じレベルの、条件つきでの許可に変更される予定であるということによろしいんですね。

○木下廃棄物指導課長

その方向で検討しております。

○寺園部会長

プラス、先ほどの判例は、一般廃棄物収集運搬業は、全てが競争的に行われるものではなく、持続的に行う必要があるため公共性を要するという件について。市町村が許可を与える場合に条件が付されるのは、そのことが公共性について利があるということだったと思います。本件については、報告事項ですので、特に議論するものではないのですが、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

○篠倉委員

市民委員の篠倉です。同じく3ページの3番のところで、表現の問題が分かりにくいのですが下の水色のテキストボックスに書いてある文章が、2番の表の条件つきで許可という内容ともイコールとして読み取れなかったですね。具体的にどこかというところ、「排出状況や許可業者数等に応じて、再生利用を目的とするものを取扱う場合を除き」とありますが、ここでは「除く」、2番の方では「限る」と書いてあって、それぞれどのような意味なのか説明してほしいです。

○木下廃棄物指導課長

改めて読ませていただくと、少し誤解というか、御理解が難しいところがあるかもしれません。基本的には、再生利用を目的とする場合を除くということなので、再生利用を目的とする場合については許可を出します。それ以外の場合については、排出状況や許可業者数に応じて許可を行うか判断するという形になります。再生利用の場合だけは引き続き許可を出していくということです。

○篠倉委員

2つの内容がこの部分の説明に入っているということですか。書き分けたほうがシンプルに分かるのかなと思いました。ありがとうございます。

○寺園部会長

表現については修正をしていただければと思います。

では、オンライン参加の宮脇副部会長もよろしいですよ。何かあったら言ってください。特にこの部分でよろしければ、ここは了として、次の議題に進んでよろしいでしょうか。回線の状況があまりよくないようなので、そこは事務局でフォローいただきながら、

時間が少し遅れぎみですので、次の議題に移ります。

議題1の今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

Wi-Fiの状況が悪くて音声途切れてしまっており、申し訳ございません。

それでは、続きまして、議題1の今後のスケジュールについて説明させていただきたいと思っております。

資料5をお開きください。先ほど寺園部会長から御説明をいただきましたが、赤枠の囲みの部分が本日の部会で、議論いただく内容は答申素案となっております。今回は答申素案その1から、簡単にではございますが、説明させていただきたいと思っております。また、次回が10月10日で、部会としては最終回と予定しております。10月29日に環境審議会で答申案を御審議いただき、11月には環境審議会から市長に答申を手交するというスケジュールとなっております。

説明は以上となります。

○寺園部会長

ありがとうございます。これは最初に確認しましたので、次に移りたいと思っております。

議題2に移りまして、基本計画の改定の考え方について（答申素案）となります。ボリュームがあるため、1章から3章までと、4章から5章に区切って進めます。まずは1章から3章について、事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

では、資料6をお開きください。川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方（答申素案）となります。

まず、第1章から第3章までを一括して説明いたします。

スライド2を御覧ください。目次となります。序章は、計画改定のポイント、位置づけ、計画期間、現行計画の総括、第1章は現状と課題、第2章は基本理念・基本方針、第3章は達成目標、第4章は基本施策・施策、第5章は推進体制・進捗管理、付属資料となっております。

続きまして、スライドの3、こちらは鑑となります。令和6年5月15日付け6川環廃第

22号により、川崎市長から環境審議会に、川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について諮問があり、専門的な審議を行う必要があることから、資源循環部会を設置し、具体的な調査・審議を行ってきたところである。審議に当たっては、川崎市がこれまで行ってきた廃棄物対策の取組や、国の動向、最近の技術動向などを踏まえながら検討を行ってきた。こうした審議を経て、基本計画等の改定の考え方について、環境審議会として取りまとめたので、ここに答申するとしております。

スライドの4、序章で、計画改定の目的です。川崎市では、平成2年6月のごみ非常事態宣言以降、分別収集を順次拡大するなど、3Rを基本としたごみの減量化・資源化に向けたリサイクル型社会システムの構築を目指し、市民・事業者と一体になり取組を推進することで着実に成果を上げてきた。一方、国においては、令和6年に循環経済への移行を国家戦略として位置づけ、持続可能な地域と社会づくりが進められている。

資源循環の推進や循環経済への移行に向けては、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず素材・製品別に高度なリサイクルの促進が必要であり、川崎市には高い環境技術を有するリサイクル施設や製造事業者が集積しており、市内外に貢献できる土壌があることから、市民・事業者と協働した施策を一層強化するべきであるとしております。

スライドの5、計画改定のポイントとなります。Point1、2050年のあるべき姿の明確化、Point2、一般廃棄物と産業廃物の施策を包含した資源循環、Point3、重点事業の設定となります。

スライドの6、基本計画の構成です。目次と同様となります。

スライドの7、基本計画の位置づけです。基本計画は、廃掃法第6条第1項に規定する計画で、食品ロス削減推進計画を内包し、また、産業廃棄物を含めた計画としております。

スライドの8、基本計画の位置づけです。名称は、仮称となりますが、基本計画及び行動計画は、関係法令や国の計画、本市の計画等と整合を図りながら策定します。

スライドの9、計画期間です。基本計画は、令和8年度から令和19年度までの12年間、別途策定する行動計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

スライドの10、現行の一般廃棄物処理基本計画の概要と計画期間中の主な取組です。

スライドの11、現行の産業廃棄物処理指導計画の概要と計画期間中の主な取組です。

スライドの12、現行の一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理指導計画の目標の達成状況です。

スライドの13、現行の一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理指導計画の評価です。一般廃棄物については、ごみの減量化・資源化が着実に進み、現行計画で掲げた目標を前倒しで達成しています。また、産業廃棄物についても、排出量、全体の再生利用率、廃プラスチック類再生利用率は前倒しで達成、最終処分量は目標には達成していないものの、減少の見込みとなっております。

スライドの14、第1章、現状と課題の表紙となります。

スライドの15、一般廃棄物のごみ総排出量と人口の推移です。人口が増加していく中でも、ごみ総排出量は順調に削減しております。

スライドの16、一般廃棄物の1人1日当たりのごみ排出量の推移です。着実に減少を続け、2024年度には793グラムとなっております。

スライドの17、一般廃棄物の資源物の分別率です。空き缶、空き瓶、ペットボトルに比べ、プラ容器包装とミックスペーパーの分別率が低い状況です。

スライドの18、一般廃棄物のごみ焼却量の推移です。順調に減少しており、2024年度には31.5万トンまで減少しております。

スライドの19、一般廃棄物の家庭系焼却ごみの組成です。全体は減少傾向にあるものの、資源化されるべきミックスペーパーやプラ容器包装がそれぞれ2万トン以上焼却されております。

スライドの20、一般廃棄物の事業系焼却ごみの組成です。減少傾向にあるものの、産業廃棄物であるプラスチック類がいまだ約1.6万トン混入しております。

スライドの21、食品廃棄物量と食品ロスの状況です。本市の推計ですが、2024年度実績は2000年度比で半減以上となっております。

続きまして、スライドの22、市の焼却施設における温室効果ガスの排出量です。廃棄物焼却由来の内訳として、廃プラスチック由来が約8割、合成繊維由来が約1割となっております。

スライドの23、埋立処分場の現状です。焼却ごみが減少したことにより、埋立処分場の受入れ期間は延伸しております。

スライドの24、ごみ処理費用です。収集運搬業務委託など効果的・効率的な廃棄物処理体制を構築する一方で、人件費などの高騰により、140億円程度で推移しております。

スライドの25、し尿等の現状です。本市の下水道普及率は99.5%で、公共下水道がない地域等において、し尿等の収集処理を実施しております。単独処理浄化槽から合併処理浄

化槽への転換や災害用トイレなどの体制整備を推進しております。

スライドの26、産業廃棄物の排出量です。長期的には減少傾向で、排出の内訳として、汚泥やがれき類が全体の約70%を占めている状況です。

スライドの27、産業廃棄物の業種別の排出量です。電気・水道業、建設業、製造業の3業種で全体の約95%以上を占めている状況です。

スライドの28、産業廃棄物の再生利用率です。全体の再生利用率は長期的には低下傾向にあります。資源循環・循環経済への移行に向けて、素材・製品別に高度なリサイクル体制の整備が必要となっております。

スライドの29、産業廃棄物の廃プラスチック類の再生利用率です。廃プラスチック類の排出量の半分以上を占める製造業や建設業における再生利用量が増加傾向にあることから、廃プラスチックの再生利用率も上昇傾向となっております。

スライドの30、産業廃棄物の最終処分量です。製造業や建設業で再生利用が増加したことにより、全体の最終処分量は減少となっております。

スライドの31、世界や国内の動向です。世界や国内においても、サーキュラーエコノミーへの転換に向けた政策が進んでおります。

スライドの32、川崎市の状況です。環境技術の高い事業者の集積といった強み、資源循環や脱炭素化の取組、人口動向の状況です。

スライドの33、社会状況の変化を踏まえた課題です。2050年までに温室効果ガス排出を全体でゼロにすることや、高齢化率の上昇、安定性や安全性を確保した収集処理体制、自然災害等の緊急時に備えた対応、今後増加が見込まれる使用済み太陽光パネルや紙おむつへの対策等としております。

スライドの34、第2章、基本理念・基本方針の表紙となります。

スライドの35、基本理念です。基本理念は、2050年を見据え、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」としています。基本理念の説明として、廃棄物行政の近況及び背景では、地球は気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの世界的危機に直面していること、国は将来像を循環経済への移行により、循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現した世界としております。社会状況の変化及び今後の課題として、気候変動の危機的状況を踏まえ、廃棄物・資源循環分野の脱炭素化の取組は一層重要としています。

スライドの36、川崎市の強みとして、環境技術・環境産業の集積や市民の環境教育・学習活動が活発であり、1人1日のごみ排出量が政令市で最少となったことなどとしており

ます。それらを受けて、目指す将来像では、川崎の強みである環境意識の高い市民・事業者との協働や高度なりサイクル産業を活用することで、資源循環・循環経済への移行、廃棄物焼却の削減やCCUSの導入などにより、温室効果ガス排出量実質ゼロやネイチャーポジティブを実現する、また、災害や少子高齢化等を踏まえた安全・安心な収集・処理体制の確立により、トップランナーとして「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現」を目指すとしております。ポイントは大きく3つとして、資源循環・循環経済、脱炭素、安全・安心としております。

スライドの37、基本方針です。基本理念の実現に向け、計画期間の取組の方向性を基本方針としています。1つ目、「全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します」。2つ目、「市民・事業者・行政の協働により一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します」。3つ目、「社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります」としております。

スライドの38、2050年の世界観のイメージです。前回部会での御意見を踏まえ、区ごとの線を削除、臨海部と市街地の色分け、循環型社会の形成を中央に、エンカル消費の人間を小さくするなど、世界観のイメージの修正を行っております。また、イメージ画像を言葉で補足したスライドを88と89に加えております。後ほどこちらについては説明させていただきます。

続きまして、スライドの39、第3章、達成目標の表紙です。

スライド40、2037年度の目標です。一般廃棄物としては、1、1人1日当たりのごみ排出量を約1割削減とし、793グラムから712グラムに、2、ごみ焼却量を約5万トン削減とし、32万トンから27万トン、3、プラスチック資源分別率を約2倍増加とし、33%から60%に、産業廃棄物としては、4、再生利用率として、34.4%から34.6%に、5、廃プラスチックの再生利用率として、71.2%から82.8%としております。

以上となります。

○寺園部会長

ありがとうございます。1章から3章まで、非常に駆け足で、頭が追いついていくのが大変だったかと思えますけれども、これまでの振り返りの部分も多くありましたので、御質問、御意見、確認したい部分などがありましたら御発言をお願いいたします。

少し世界観のイメージの図が変わっていたり、これまでの意見を反映した部分がありますが、今までも議論してきました内容がほとんどですので、大まかなところは変わっていないと思います。よろしければ、4章、5章についても説明を続けていただいでよろしいでしょうか。それでは、続きまして、4章から5章について、引き続き、事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

スライドの41、第4章、基本施策・施策の表紙となります。

スライドの42、基本計画の体系です。基本理念、3つの基本方針、5つの基本施策、20の施策としております。

スライドの43、基本施策Ⅰ、循環経済への移行による循環型社会の構築です。方向性として、資源循環に加え、脱炭素化・循環経済への移行の取組が必要、リデュース、リユース、リサイクルを促進しつつ、熱回収を徹底し、エネルギーの有効活用による温室効果ガスの削減に貢献、市民・事業者との取組連携を進め、プラスチックをはじめとする資源循環の推進を目指すとしております。前回部会での意見を踏まえまして、基本施策と目標との関連性を加えました。基本施策Ⅰにつきましても、5つの目標全てに関連してしております。

スライドの44、基本施策Ⅰに関する4つの施策です。施策(1)資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援では、循環経済の推進に向けた国内外の先進事例の調査、市内外の事業者と連携した事業の創出、近隣自治体と連携した取組、国や関係団体などへ要望の実施、事業者と連携したプラスチックリサイクルの促進、資源物のリユース・リサイクルに向けたCEコマース事業者との連携やリユーススポットの促進、自主回収や拠点回収の発信強化、環境配慮製品の開発や再生資源の積極的な活用を推進としております。施策(2)エネルギー資源の効果的な活用では、廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーの有効活用と地産地消に向けた取組の推進、ごみ焼却処理施設の建替え時には適正な処理能力等の検討を行うとともに、廃棄物発電のさらなる高効率化等を推進としております。

スライドの45、施策(3)蓄積された環境技術等を活かした取組では、川崎市には高度な環境技術を持った事業者が多いことから、蓄積された環境技術等を活かし、廃棄物分野での国際貢献を推進、川崎市の取組を国内外に情報発信し、地球規模の環境改善に努めるとともに、国外での優れた取組を川崎市にフィードバックとしております。施策(4)市民・

事業者の行動変容の推進では、モデル地区などを設定し、資源循環に係る取組を市民や事業者とともに集中的に実施することで、行動変容を市内全域に展開としております。

スライドの46、基本施策Ⅱ、「環境市民」をめざした取組です。方向性として、ICTを活用した効果的な環境教育・学習機会の提供、若年層や外国人市民などのターゲットに合わせた広報を行うなど、行動変容につながる情報発信が必要、市民・事業者・行政が協働連携し、環境活動への参加者を増やし、地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」を目指すとしております。基本施策(2)は、1人1日当たりのごみ排出量、ごみ焼却量、プラスチック資源分別率の目標に関連してしております。

スライドの47、基本施策Ⅱに関する4つの施策です。施策(1)情報発信の充実では、150万人超の多様な市民に同じ手法では情報が伝わりにくいため、一人暮らし、若年層、高齢者などの伝えたい層に合わせた情報精査、ライフスタイルに合わせた情報伝達手段、情報発信のタイミングの工夫を行うなど、効果的な発信を実施、SNS等を活用した発信のほか、市内イベントや商業施設など、市民が多く集まる場を活用としております。施策(2)環境教育・環境学習の推進では、教育関連機関や関連団体等と連携を図り、世代別に適切な環境教育・環境学習を推進、低年齢層からの環境意識の醸成や、子どもから大人への家庭内での情報共有を期待した低年齢層への普及促進、市民や事業者向けの講習会、普及啓発拠点やイベントを活用した意識啓発の実施としております。

スライド48、施策(3)市民参加の促進では、廃棄物減量指導員、生ごみリサイクル活動団体、脱炭素化や地域環境保全対策などの様々な地域活動をしている方々と連携しながら、より多くの市民が具体的な環境活動に参加できる場を提供することで市民参加を促進、より多くの市民や事業者が行政と連携してごみの減量化・資源化に取り組んでいける取組を検討としております。

施策(4)まちの美化推進では、町内会や企業、ボランティア活動団体、若者等の各主体の美化活動を尊重しながらも、相互に連携できるような仕組みを構築し、連携の輪を拡大、各主体が行っているまち美化活動が見える化することにより、美化活動の活性化を図るとともに、市民、事業者の美化意識を向上としております。

スライド49、基本施策Ⅲ、ごみの減量化・資源化の促進、方向性として、市民や事業者、行政が協力し、リデュース、リユースに重点を置いた取組を進めるとともに、リサイクルの習慣化やプラスチック対策、生ごみ対策、食品ロス対策等を推進し、削減を目指すとしております。基本施策Ⅲは5つの目標全てに関連してしております。

スライドの50、基本施策Ⅲに関する4つの施策となります。施策(1)家庭系ごみの減量化・資源化では、プラスチック等の資源物の分別率向上を図るため、ターゲットに合わせた広報・普及啓発を行うとともに、ごみ排出ルール徹底に向けた対策強化、食品ロスの削減に向け、SNS、アプリ等を活用した市民・事業者の意識を変える啓発やフードドライブ、3きり運動を推進するとともに、市民団体等と連携した生ごみの減量化・リサイクルの取組を推進としております。施策(2)事業系ごみの減量化・資源化では、資源化手法などに関する情報発信など広報を強化し、減量化・資源化及び適正処理を推進、排出事業者等への指導や処理センターでの内容審査等を通じて減量化・資源化を促進、食品リサイクルルートへの誘導、小売事業者や製造事業者との連携強化、ICTを活用したフードシェアリング等、食品関連事業者の取組支援を充実としております。

スライドの51、施策(3)産業廃棄物の減量化・資源化では、建設リサイクル法や自動車リサイクル法等の各種リサイクル法に基づく取組を進めるとともに、講習会等により事業者による3Rの推進に向けた自主的な取組を促進、高度リサイクル処理施設の設置促進、排出事業者、処理事業者に対する指導や助言を通じて排出抑制及び再資源化の推進としております。施策(4)市の率先したごみの減量化・資源化では、市役所は市内の大規模事業者の1つとして、地域社会における環境保全活動の模範となる立場であることから、率先した環境配慮を実施、紙類・プラスチック等の使用量削減やイベント時のごみ減量・分別徹底など、3R+Renewableの取組を推進、環境に配慮した製品を積極的に購入するグリーン購入の推進としております。

スライドの52、基本施策Ⅳ、安全・安心な処理体制の構築です。方向性として、市処理センターへの搬入禁止物の混入防止など、ごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、災害時も含めた収集・処理体制の安定的な運営、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、収集処理体制の脱炭素化を図るとともにDX化を目指すとしております。基本施策Ⅳは、1人1日当たりのごみ排出量、ごみ焼却量、産業廃棄物の再生利用率、廃プラスチック類の再生利用率の目標に関連してしております。

スライドの53、基本施策Ⅳに関する4つの施策です。施策(1)災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立では、ごみの適正処理に加え、将来的な人口減少・少子高齢化などの社会状況の変化にも的確に対応し、全市民の生活を支える重要なライフラインとして、安全・安心な処理体制を構築、平時から大規模災害時まで切れ目なく対応できるよう市内体制の強化、民間事業者や近隣自治体との連携を強化して支援・受援を含む広域的な連携を

推進、災害時におけるごみの分別・排出方法などについて、平常時から周知を実施としております。施策(2)持続可能な廃棄物処理施設整備の推進では、効果的な処理体制の構築に向けたデジタル技術の導入検討、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて事業者等と連携した温室効果ガス削減の取組推進、廃棄物処理施設の中長期的な整備構想に基づき、設備更新等の基幹的整備を含む適切な施設整備等を実施していくことで、安全・安心かつ持続可能な処理体制を確立、処理センター内における生物の育成環境の整備としております。

スライドの54、施策(3)効果的・効率的な処理体制の構築では、廃棄物の処理は市民生活を支える重要なライフラインであることから、引き続き、安定性・安全性を確保するとともに、民間事業者を活用した効果的・効率的な運営を推進、処理センターへの搬入禁止物の混入防止や処理施設の安定的な稼働に向けた内容審査の充実、ごみの減量化・資源化や他都市との動向等を踏まえ、引き続き経済的手法を検討としております。施策(4)環境に配慮した処理体制の構築では、収集車両の低公害・低燃費に向けたEVごみ収集車等の導入を行うとともに、廃棄物鉄道輸送や中継輸送を活用しながら環境負荷を低減、市民サービス向上に向けた収集体制のデジタル化や脱炭素化の推進、埋立処分場の延命化を図るため、ごみの減量化・資源化を推進としております。

スライドの55、基本施策V、健康的で快適な生活環境づくりの促進です。方向性として、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、安全で安心な生活環境づくりの推進、市民ニーズの多様化に対し、市民・事業者・行政が連携協働して的確に対応、生活排水は、適正な処理を実施するとともに、災害時も含めた安全・安心な収集処理の実施、廃掃法や産業廃棄物に関する各種リサイクル法等に基づき、適正処理の指導・助言を実施としております。基本施策Vは、1人1日当たりのごみ排出量、ごみ焼却量、産業廃棄物の再生利用率、廃プラスチック類の再生利用率の目標に関連しております。

スライド56、基本施策Vに関する4つの施策です。施策(1)市民ニーズに対応した取組の推進では、今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれるため、各地域の特性を踏まえたふれあい収集の充実や、引っ越しなどに対応する一時多量ごみの拡充、共働き世帯の増加、テレワークの浸透等の社会状況の変化に伴うごみの排出実態を的確に捉えた収集運搬の在り方や申請・手続のDX化を含めた簡素化・効率化等を検討としております。施策(2)不適正排出対策等の取組では、快適な生活環境づくりのため、不適正排出や不法投棄への対策を広域的な連携も含めて実施するとともに、分別排出や適正処

理の重要性を市民、事業者に浸透させる啓発等を推進、資源物の持ち去りについては、条例に基づき対策を推進としております。

スライドの57、施策(3)生活排水の適正な処理では、公共下水道未接続の汲み取りトイレにおけるし尿収集の適正処理の実施、浄化槽汚泥の適正処理を行うとともに、合併処理浄化槽への設置を推進、災害時において、川崎市災害廃棄物等処理計画等に基づき、避難所等における災害用トイレ等のし尿収集の衛生的かつ迅速に行える体制の構築と適切な処理の実施としております。施策(4)産業廃棄物の適正処理の促進では、廃掃法や各種リサイクル法等に基づき、市内のあらゆる業種の事業者に対し、立入検査等を通じて、産業廃棄物の適正処理の指導・助言を実施、電子マニフェストや廃棄物処理事業者に関する情報提供など、様々な事業者支援を実施としております。

スライドの58、参考資料です。基本計画とは別に作成する第1期行動計画の中で定める具体的な事業のうち、循環経済・資源循環、脱炭素化、安全・安心などに関する特に施策効果が高いと思われる取組を重点事業として設定します。循環経済・資源循環として、製造事業者・処理事業者・設計者・アドバイザーなどのステークホルダーとの環を構築し、プラスチックの水平リサイクルをはじめとする資源循環の推進、CEコマース事業者との連携、製造や小売等の事業者に自主回収・拠点回収への誘導促進、まち美化活動を行っている団体や地域の活動をネットワーク化し、連携の輪を拡大、プラスチック資源一括回収の市内全域拡大及び資源別の分別率向上に向けた対策の強化、事業系食品廃棄物のリサイクルルートへの誘導、小売事業者、飲食店等の連携強化、脱炭素化としては、DX化による収集体制の効率化、ごみ収集車におけるEVやバイオ燃料の活用による脱炭素化、DX化による処理体制の効率化、廃棄物焼却施設におけるCCUSの活用等による脱炭素化、安全・安心として、超高齢社会を見据えたふれあい収集や一時多量ごみの制度等の充実・強化としております。

スライド59、推進体制・進捗管理の表紙となります。

スライド60、推進体制・進捗管理になります。基本計画及び行動計画に基づく取組は、庁内関係部署の会議体で推進を図るとともに、PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施します。また、取組状況を年次報告書として取りまとめ、環境審議会に毎年度報告し、意見を聴取するとともに、ホームページ等で公表してまいりたいと思います。

スライドの61、指標による評価です。目標項目以外に14の指標を設定して、毎年度公表してまいりたいと思います。

スライドの62、指標による評価です。実績を指数化し、レーダーチャートを使って視覚的に分かりやすい工夫をします。

スライドの63、市民・事業者・行政の役割です。市民が取り組む行動の例示となります。廃棄物の削減では、使い捨て製品の削減として、マイバッグ、マイボトルなどの持参、無駄な消費の抑制として、購入前に必要性を考えて、必要なものだけを購入、食品ロス削減として、賞味期限等を理解し買い過ぎや食べ残しを防止、分別とリサイクルでは、正しい分別の実践として、資源として再利用できるよう適切に分別、環境配慮製品の選択として、素材や製品過程に配慮した製品を選択、リユースの促進では、中古品の利用として、リサイクルショップやフリマアプリ等を活用、不要品の寄付として、衣類や家具などを寄付して再利用を促進、修理文化の推進として、壊れた製品等を修理して再利用、地域活動と協力では、清掃活動への参加として、地域のごみ拾い活動で美化意識を向上、環境イベント参加として、展示会やワークショップ等で環境知識を向上、環境意識の向上では、家庭内教育として、家族や友人等に環境問題の影響を教え意識を共有、習慣の見直しとして、エネルギーや水の使用量を減らし環境負荷軽減としております。

スライドの64、市民・事業者・行政の役割です。事業者が取り組む行動の例示となります。廃棄物削減の推進では、製品設計の改良として、修理可能で長寿命な製品開発や再生材を利用、製造プロセスの効率化として、廃棄物発生を最小限に抑える、リユースとリサイクルでは、製品回収として、使用済み製品を回収し、再利用やリサイクルを促進、資源化促進として、廃棄物の徹底した分別と資源化を促進、産業間連携として、廃棄物を原材料として他業種で活用する仕組みを構築、循環型ビジネスモデルでは、シェアリングエコノミーとして、販売からリースやシェアリングに移行、持続可能な資源調達では、地産地消の推進として、輸送エネルギー消費を抑えるため地域資源を活用、環境意識向上では、社員教育と消費者啓発として、循環経済の理念を従業員等に広める活動、社会貢献活動として、地域イベントや環境保全活動への参加を推進、テクノロジーの活用では、リサイクル技術の開発として、高度なリサイクル技術を研究・実用化し、資源循環の効率を向上としております。

スライド65、行政が取り組む行動の例示となります。市民や事業者への支援・連携では、循環経済の移行に向け、市民・事業者と連携し、実証等を踏まえた資源循環を促進、再生品の積極的な活用、市民・事業者の自主的な活動を支援できるよう効果的な情報発信、脱炭素化の促進では、収集車両の脱炭素化、廃棄物発電の地域内循環のほか、カーボ

ンニュートラル型廃棄物処理体制の構築等を検討、災害時も含めた処理体制の整備では、災害時も含めた持続可能な処理施設整備等を推進、生活排水も含めた生活環境の保全及び公衆衛生を向上、テクノロジーの活用では、収集運搬・中間処理等におけるDX化を推進、率先した廃棄物削減では、市内の大規模事業者の一つとして、市民や事業者にも率先して、ごみの減量やリサイクルなど3R+Renewableの取組を推進、国や他自治体間等の連携強化では、国や他自治体等と連携し、調査研究や資源循環を促進としております。

続いて、スライド66、付属資料です。

スライド67、廃棄物の区分です。

スライド68、ごみ・資源物処理の流れです。

スライド69、し尿処理フローです。

スライド70、し尿収集、浄化槽使用等の現状です。

スライド71、ごみ処理施設・し尿浄化槽施設の概要です。

スライド72、ごみ処理施設の整備計画です。

スライド73、ごみ処理費用等の状況の1枚目となります。

スライド74、2枚目となります。

スライド75、3枚目となります。こちら、し尿と浄化槽となります。

スライド76、政令市におけるごみ処理手数料の状況です。

スライド77、一般廃棄物のごみ組成の1枚目です。

スライド78、2枚目となります。

スライド79、食品ロスに係る国の動向の1枚目となります。

スライド80、2枚目となります。

スライド81、食品ロスに係る川崎市の状況です。

スライド82、廃棄物分野の温室効果ガス総排出量となります。

スライド83、ごみ排出量等の目標の考え方です。

スライド84、こちらもごみ排出量等の目標の考え方になります。

スライド85、ごみ排出量等の将来推計です。

スライド86、し尿処理量の将来推計です。

スライド87、川崎の目指す2050年の世界観の1枚目です。イメージ画像の説明を入れております。

スライド88、2枚目となります。

スライド89、川崎市の人口動向の1枚目です。

スライド90、2枚目となります。

スライド91、市民アンケートの1枚目です。

スライド92、市民アンケートの2枚目となります。

スライド93、3枚目となります。

スライド94、4枚目となります。

スライド95、5枚目となります。

スライド96、高校生アンケートの1枚目となります。

スライド97、2枚目となります。

スライド98、事業者アンケートの1枚目となります。

スライド99、2枚目となります。

スライド100、川崎市の廃棄物対策に係る計画等の策定経過となります。

スライド101、川崎市環境審議会及び資源循環部会の開催経過の1枚目となります。

スライド102、開催経過の2枚目となります。

スライド103、川崎市環境審議会資源循環部会の委員名簿となります。

スライド104、第11期川崎市環境審議会の委員名簿の1枚目となります。

スライド105、委員名簿の2枚目となります。

スライド106、委員名簿の3枚目となります。

スライド107、用語解説の1枚目となります。

スライド108、2枚目となります。

スライド109、3枚目となります。

スライド110、4枚目となります。

スライド111、5枚目となります。

スライドの112ですが、答申後、行政計画を策定する際に想定するコラム案となっております。まず、目標関係として、資源循環、脱炭素社会に向けて、一人ひとりができることのところに、委員の御意見を踏まえて、目標達成に向けて各世帯でできる具体的な取組例を数値やイラストで記載する予定です。また、モノを買わないことが大切、こちら委員の御意見を踏まえて掲載する予定です。川崎市の取組関係として、ごみ非常事宣言、「川崎市のココがスゴイ」として、政令市ごみ排出量最少や、プラリサイクル等を掲載する予定です。用語関係として、SDGs、食品ロス、プラ新法、ネイチャーポジティブ、

サーキュラーエコノミーなどを予定しております。その他として、リチウムイオン電池火災や、プラや合成繊維を燃やすことによる温室効果ガスの影響、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の温室効果ガスの目標などを予定しております。

説明が非常に長くなって恐縮です。説明は以上となります。

○寺園部会長

ありがとうございます。今から20分弱、質疑、意見を受ける時間を取ります。相当ボリュームがありましたので、繰り返しになりますが、基本計画の改定についてこの答申素案をこれから答申案に持っていくことになるのですが、まず私から確認をさせていただきます。今回の基本計画は、よくあるA4縦の印刷物で、文章がたくさんあって、本になっているような形のものではなくて、横置きのパワーポイントのような形式のもので提出するというところでよろしいんですね。

○石坂廃棄物政策担当課長

そのとおりです。

○寺園部会長

ありがとうございます。その点は、A4縦の文章だけよりは見やすくいいと思っています。一方で、パワーポイントではあるものの、よく見ると、やっぱり字ばかりというページも結構あるので、そこは最終的には少し工夫した方がいいページもあるように思いました。

また、もう少し基本的なところとして、最初に序章があって、次に第1章が現状と課題で、この辺は今までも振り返ってきたことなので大丈夫だと思うのですが、説明の中で何回も目標との関係が出てきますが、目標の部分は何ページ目でしたか。

○石坂廃棄物政策担当課長

40ページです。

○寺園部会長

40ページには、5つの目標というのがあって、一般廃棄物の排出量、焼却量、プラスチック

ク資源分別率、産業廃棄物の再生利用率、廃プラの再生利用率、廃プラを特出しし、目標3のところではプラスチック資源分別率だけ示されているというのが、5つの目標の特徴だったかと思います。

基本計画は12年で、先ほどの行動計画の4年とは違って長期にわたる計画になります。そのため、12年後はここまでの値を目標にするという話がありまして、それに対し4章から基本施策・施策を含めた体系が書いてありますよね。42ページには左側に基本理念、基本方針、5つの基本施策、20の施策が書いてありますが、これに加えて達成目標がある。全体が基本計画で、その外側になる。他に行動計画もあって、そちらは4年ごとに改定という話がありました。今日は、特に基本理念や基本方針は今から変わることはないが、基本施策をはじめ、施策を個別に説明しながら、先ほどの5つの目標との関係を含めての御説明がありました。私は、少し思うところはありますけれども、この段階で皆様から御質問、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。徳野委員、お願いします。

○徳野委員

大変些細な言葉のことなのですが、56枚目で「ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯」とありますが、「高齢者夫婦世帯」という言い方は最近はあまり見かけない気がしています。「高齢者のみの世帯」のように言うのではないかなと私は思いました。

○石坂廃棄物政策担当課長

御指摘を踏まえて、表現は検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○寺園部会長

12年間の間には、社会や、概念、用語などいろいろなものが変わっていく可能性もありますので、難しいですね。今の箇所はそうように変更いただければと思いました。

他、いかがでしょうか。

○篠倉委員

市民委員の篠倉です。60ページ、5章のところでコメントさせていただきたいと思えます。各基本施策に対して目標がどれと結びつくかというところを整理いただいて、ありが

とうございました。これについてP D C Aを回すときに、具体的にどのようにやっていくのかとイメージしたときに関してのコメントです。年に1回、さっき、40ページにあったような37年度の目標の数字を出すのか、5章にある指標があって、レーダーチャートも年に1回公表していくのかなと思ったとき、それらを年1回見たら、達成されていない目標や指標が見えてきたりするのかなと想像しました。その場合、実際どの施策が足りていないのかとか、どこの手だてを強化したらいいのかとか、そういうことをどのように結びつけて考えていったらいいのかなというのが、そのシーンをイメージしたときにすごく難しいような印象を受けました。それは重点事業案とか、行動計画とかという具体的なものがセットになってくることで、もう少しクリアになるのかもしれないのですが、5章だけを読んだ場合に、全体感は捉えられたとしても、次、何を変えていったら良いかというところは、どのように変えて対応していくのか。これまでの経緯も踏まえて教えていただけたらなと思いました。以上です。

○石坂廃棄物政策担当課長

ありがとうございます。推進体制につきまして、P D C Aサイクルで回す中で、チェック機能としましては、今も記載している年次報告書を取りまとめますので、その中で目標の達成状況や、取組の進捗状況についても評価していくところです。毎年の評価の中で、基本計画と行動計画の部分があるのですが、行動計画自体、4年置きにつくるものですので、状況の変化などで取り組むべきところの重点が変わってくるところもございますので、そうした部分は行動計画の改定の中でも反映させていきます。行動計画の改定期間以外の短期間の動きとしても、状況の変化のようなものが生まれてくることもあると思いますので、そこは適宜、フレキシブルに、対応できるところは対応していきたいと考えております。

○篠倉委員

分かりました。行動計画があって、かつ年に1回、審議しながら評価というところもあって、あとフレキシブルに事業の見直しもやっていきますよという、そういう理解で合っているということですね。

○石坂廃棄物政策担当課長

はい。

○篠倉委員

分かりました。ありがとうございます。

○寺園部会長

宮脇副部会長、お願いします。

○宮脇副部会長

大変丁寧にまとめていただいていると思います。内容が分かりやすくてよかったと思います。

スライドの56で、以前も少し申し上げたような気もしますけれども、本計画が2037年までということですので、ふれあい収集の充実を強化するということでもよろしいかと思うのですが、将来的に2050年ぐらいまでの人口形態になると、現行のふれあい収集の仕組みではできなくなる可能性も出てくると思いますので、この時期に将来的な収集方法の検討ということも実施して頂けると良いのではないかなというふうに考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○増田収集計画課長

御意見、ありがとうございます。今、ふれあい収集という形の制度を行っておりますが、今、委員からもお話がありましたが、まずは制度の周知、普及をしっかりとやっていく必要があると考えております。更には、地域ケアの連携の強化についても、まずは進めていこうと思っています。その中で、今後の在り方といったところについても引き続き、この行動計画の中でも検討していきたいと思います。以上でございます。

○寺園部会長

ありがとうございます。宮脇副部会長から重要な御指摘をいただいたと思います。12年経つとかなり状況が変わりますので、確かにおっしゃるように、ふれあい収集の制度は現状のやり方のままではもたない可能性もあるかと思えます。そこをどのように手当てしていくかという検討は私も多分必要だと思いました。

他にいかがでしょうか。では、私から。ちょっと確認ですが、61枚目の「指標による評価」のところに「目標項目以外に以下の指標を設定」ということで、14の指標があります。これについても以前議論していたかなと思いますが、この14と5つの達成目標との関係というのはどのようなものでしたか。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

まず目標については、基本計画の中で、審議会の中で御審議いただきながら、12年間先で設定していただいております。指標というのが、市として特に重点事業だけではなくて、基本施策に関係するものの中で、取組を可視化して市民の方にお伝えできるように示しているものとなります。このため、目標ほどではないものの、毎年どのような変化があるかというのをお見せしていくものということで、目標に直接リンクしているものではないところです。

○寺園部会長

分かりました。ただ、指標の4、5、6、7、9は目標の項目と同じですね。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

目標に設定しているものは全て指標にも落としております。その他に、基本施策の中で関連するような内容で可視化すべきものを指標として加えているという状況でございます。

○寺園部会長

分かりました。ありがとうございます。5つの目標だけでは多分施策の効果全ては捉えられないと思いましたが、5つの目標に対して20の施策があって、様々な方法でトライしていくわけですね。先程篠倉委員が関連が分かりにくいと言っていたのは、どの施策をやったときに、その目標を達成する効果がどれぐらいあるのかといった辺りが正直、難しいなと私も未だに思っています。恐らく完全な定量化というのは難しく、今、関連する目標をここに書いておいても、実際にその施策を実施することで、本当にどういう効果が達成目標に対して発揮されるかというのはなかなか難しい。なので、こうした指標ですとか、4年ごとの行動計画の中での施策などが有機的につながっていくことで、5つの達成

目標に向かいながらいろいろな施策を、その都度修正もしながら、12年をかけて向かっていくことになるのだろうなと大まかに思っています。そのような理解でよろしいですね。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

そのとおりです。今回の資源循環部会及び環境審議会でご審議いただいた12年間という先の目標に向けて、12年間の間に今決めた計画というものが全てそのとおり動くというものなかなか難しいですので、行動計画というものを作りながら実際に行政の中で事業を行っていき、修正をかけていって、最終的に目標に到達できるように努力していくという形です。その代わりに、おっしゃる通り、指標という形で、他の関連する項目についても可視化するという形で、今回、14の指標を毎年市民の方にも見ていただけるように設定しているという状況です。

○寺園部会長

ありがとうございます。そうしますと、この指標の柔軟性がどれぐらいあるか伺いたいと思います。指標は12年間固定なのか、あるいは今後の入替えがあり得るのか。例えば紙おむつのリサイクル率だとか、高齢者の満足度だとか、いろいろな話があり得るような気がします。CCUSを本気でやるのだったら、その準備状況なども指標としてあり得るかと思います。12年間という計画期間を考えると、チャレンジングな話も必要なのかなとは思いますが、どうでしょうか。

○石坂廃棄物政策担当課長

当初の考えといたしましては、この指標が経年のトレンドみたいなところもあるので、基本的には固定のイメージで考えていたのですが、委員から御指摘いただいたように、確かに12年間の中で状況の変化があるということを考えると、現状では追えない指標のようなものも見ていく必要が出てくる可能性はあるのかなと思いましたが、その辺りは柔軟に考えるということも検討させていただければと思います。

○寺園部会長

分かりました。ありがとうございます。

他に御質問、御意見はありますか。濃沼委員、お願いします。

○濃沼委員

基本計画ができ上がって、行動計画というのはどういう形で作られるのでしょうか。基本計画に基づいて2026年から4年間として、作るということになっているのですが、それはこうした審議会場で行動計画をつくるのか、あるいは行政が主体となって基本計画を基に行動計画を作るのか、その辺のところをはっきりさせていただきたいと思います。基本計画そのものはこういう方向ですよと審議会場で計画の方向性が固まりますが、それに基づいて、市職員が行動計画を作成して動くのか、或いはこうした審議会のような場で改めて行動計画を作って、基本計画を基にこういう行動計画をつくりました、これで4年間進めさせていただきますという方向になるのか、そこのところはもう一つ見えておりません。

○石坂廃棄物政策担当課長

今後の策定予定ですが、まず基本計画につきましては、今まさに審議会場で御確認いただいているところです。行動計画につきましては、その基本計画の中で議論いただいている基本施策・施策に基づきながら、具体的な施策を作っていくのですが、そちらは基本的には、まず案の策定作業については、行政で行う形になります。ただ、当然、市だけで作るものではありませんので、こちらのような審議会というよりは、パブリックコメント手続などのような場で、広く市民の方の御意見をいただきながら、今年度末を目途に策定していきたいと考えているところです。

○濃沼委員

パブリックコメントは、本当に興味を持っている方は提出されるのですが、多分ほとんどの方はコメントを出さないのが一般的だと思います。いろいろな部門から川崎市さん、パブリックコメントの募集を出されていますが、出てくるのは10件とか、そんなものではないかと。それはそれなりに重要な意見だと思いますが、それでパブリックコメントを受けたからこの方向でいいんだよというふうに思って進めると、ちょっと市民とのずれが生ずるかもしれないので、もう少しオープンな場で、このような方向で今後進みますよということをしっかり話をして作成したほうがよろしいかと思うのですが、その辺、いかがで

しょうか。

○石坂廃棄物政策担当課長

まさに川崎市の中でも様々計画を作っているのですが、御指摘のように、市民の方の意見をどのように集めるか。その手法としてパブリックコメント手続のようなものがあるのですが、「なかなかその中だけでは」という御意見もいただくところです。改めて審議会の場で議論して頂くという形は難しいとは思いますが、今後、案を策定していく中で、パブリックコメントの中でも、関係する市民団体の方などを含めて、策定状況はなるべく丁寧な形でお知らせし、広く御意見等をいただきながら、対応したいと思います。そういうところでまた改めて御協力いただけますと幸いです。

○寺園部会長

渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員

この議題とはちょっと外れるのかもしれませんが、私は参加させてもらって感じるのは、皆さんすごく真面目に取り組んでいらっしゃるの分かるんですが、皆さんの目的が達せられていないんじゃないかと感じています。まず、議題の量が多くて、例えば、これを質問してみたいなというものがあったとしても、時間制限もあるし、なかなか難しい。私も産廃の業界を代表して参加していますから、産廃業界に、川崎市はこう考えている、こう計画しているという情報提供を持ち帰りたいと思っています。

ただ、そこまで詳しい内容にはたどり着けないところがあります。計画については良いのですが、その踏み込んだところ、例えばプラスチックの資源分別をやるということに対して、それに対してのもっと詳細な内容まで質問できない。例えばJサーキュラーシステムさんの新しい施設ができましたよね。先ほど許可の話がありましたが、Jサーキュラーシステムは産廃と一廃と許可を両方持っているわけではなく、産廃の許可しか持っていない。私なんかはそういう細かいところの質問を実はしたいと思っています。いろいろ細かい話を聞いて、それについて川崎市はどう考えているのかや、先程の一般廃棄物の許可を出すつもりがあるのかといったことなどを。ただ、今の議題から少しずれてはいます。

皆さんも多分細かい話をしたいのだと思うのですよ。例えばミックスペーパーを出すの

に、月曜日に出してくださいはいいのだけでも、もうちょっと踏み込んだときに、行政がこの容器に入れてくださいと言ってくれたら、そこに入れるんですが、ただごみ置場に置いてくれと言うだけでは何の容器に入れていいかも分からない。我々は民間を対象に営業するときには、収集用の容器を用意してくれる人もいますけれども、そういう方法の分からない相手に対しては、この箱に入れてください、この袋に入れてくださいと、我々から提供して、うちが望むことをやってもらうわけです。川崎市さんは、今、やってくださいという投げ掛けしかしていないように感じてしまっています。毎度、話をしているんですが、行政に手引書をつくってもらって、こうしろと言え、それに基づいて動こうという気持ちはあります。多分皆さんそうだと思うんですね。それぞれの委員が何かの団体などを代表して、私が行ってきて、声を聞いてくるよという感じで参加していると、皆さんお聞きしていますし、何かちょっと聞いていて、議題がずれて申し訳ないんだけど、歯がゆいんですね。

リサイクルが必要というのはよく分かるんですが、現状のままだと、皆諦めてしまうような気がするんですね。何年後にこうしてほしい、ああしてほしい、こうしようという目標があっても、具体的に道筋ができないと、どうせできないと感じてしまったら、どうにもならなくなってしまうような気がします。私は産業廃棄物の業界にいて、廃棄物って難しい、すごくデリケートだと感じています。プラにしても、専門家が参入してくればすごくやりやすいのですよ。だけど、法的な線引きが様々あって、分かりにくいから皆なかなかできないんですよ。なので、行政が、指導の基に強制的に動かしていただければなという気がしました。

○寺園部会長

ボリュームが多くてフラストレーションがたまるといのは、言葉的にはともかく、確かに仕方ないですね。時間の制約があるので、とても多い内容を非常に手短かに要領よく取りまとめて御説明いただいているので、その点については皆さん感謝していると思います。一方で、この部会が終わって帰ってみると、これはもう少し分かりやすいようにできたんじゃないか、これはどのようにした方が良かったんじゃないかと思うかも知れない。委員それぞれが、産廃業界、市民、研究、いろいろな立場で参加している中で、部会の中では伝わりにくい歯がゆさみたいなのを、多分お持ちなんだと思うんですね。

私も部会長として微妙な立場で、言いつばなしでもよくないですし、この部会が秋まで

に行うのは、基本計画の改定について話すことです。12年間にわたる大きな柱みたいなものを、これで大丈夫だろうかというのを考えながら、事務局に作っていただいている。本来でいえば、市長に答申する内容として審議会が作らなければいけないのに、ほとんど事務局で作ってもらい、我々がそれに意見をして修正して、答申案をつくって、市長にお返しするという形になっていますが、我々がみんなバックグラウンドがある中で持っている知識を答申案に込めていく作業というものは、私たち自身が働かなければいけない、汗を流さなければいけない作業のかもしれないと思います。そこをやっていただいているということも非常に感謝しなければいけないことなのかなと思っています。もし個別のお話がありましたら、この部会と次の部会の間の期間で、忘れないうちに、この部会の後すぐにメールとか電話とかで事務局にお伝えしたら、盛り込めるところは盛り込んでいただけると思いますので、そこは私たち委員の立場として頑張っていきたいと思います。

今日は時間が過ぎていきますので、私から2つくらい個別で感じたことを申し上げます。

議論もここまで来ていますので、今からがらりと内容を変えるということは良くないし、できないと思うんですけども、1つは、今日のお話がありましたように、個別に、ミックスペーパーがどうか、市民としては、この汚れたプラはどう排出すればいいのかといった、そうした生活感があるような話がありますが、それらは多分、12年経っても変わらない問題かもしれませんので、そうしたものについて、より市民目線になって対応いただけるような、そういう方針がこの基本計画の中にも込められていればありがたいなと思います。例えばスライド42のところ、「環境市民」をめざした取組という、2つ目の基本施策があります。これは今までみたいにアンケートをやったり、少し意見を聞いたり、先程のパブリックコメントをやったりという、従来型のやり方だけではちょっとまだ足りない部分が12年間という期間を考えるとあるような気もするんですね。市役所の方がもう少し市民の方に近いところに来ていただく必要があるかも知れません。いろいろな方法、有名人を使うとか、SNSの活用なのか、もあると思いますし、施設回りもそうですが、いろいろな形があると思うので、環境市民というものを実際に施策としてやるために、今までどおりのやり方をもう少し超えたところで、殻を破るようなアイデアがあったら、そこをちょっと盛り込んでいただければありがたいなというように思いました。

あともう1個は、これは前回の意見にもありましたけれども、今日、藤倉委員がいらっしやったら、もうちょっと上流の対策とか、使うほうの対策、グリーン購入も含めた、そういうことが必要なのではないかという意見を言われているんじゃないかと思います。

この20の施策の中ではやはりその辺がまだ弱く、全体で見ると、ごみ処理がメインになっています。出たごみをどういうふうにできるだけリユース、リサイクルしながらやっていくかということで挙げられている施策が多いかなと思います。基本施策Ⅲのごみの減量化・資源化の促進というところに並んでいる施策というのは、それでいいと思うのですが、けれども、せっかく1番目の基本施策に循環経済への移行として書かれている部分があるので、そこについては、施策の中でももう少し循環経済に踏み込めるような形の話盛り込んでいただければいいなと思いました。2番目の「環境市民」というものは、先ほど申し上げたようなコミュニケーションの取り方の話であり、Ⅳ・Ⅴは現状の形で良いかなとは思っています。

私から最後いろいろ申し上げてしまいましたけれども、これから答申案を作るに際して、大きな変更というのは難しいと思いますが、今まで委員から出していただいた意見を少しでも盛り込んでもらえればありがたいと思います。

何か御意見はよろしいでしょうか。事務局からもよろしいですか。

○入江廃棄物政策担当部長

廃棄物政策担当、入江でございます。皆様の今お話を聞いていて、真剣に委員としてやっていただいているということに改めて感謝したい気持ちです。また、寺園先生のほうも最後話をまとめていただき、今後のヒントもいただいたと思いますので、これから検討して、もう少しでも良いものを出せるようにと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○寺園部会長

ありがとうございます。それでは、長くなりましたけれども、議題2の答申素案の部分はこれで締めとして、議題3の次回の開催について、事務局から御説明をお願いします。

○遠山廃棄物政策担当課長補佐

資料7を御覧ください。次回の開催についてです。開催日は10月10日（金曜日）午前9時半から11時半となります。今回は普段と違う会場、201会議室になりましたが、10月10日は、以前から使っている3階302会議室で開催となりますので、どうぞよろしく願いします。以上となります。

○寺園部会長

ありがとうございます。では、次回の開催はよろしいですね。

それでは、以上が予定の議題になります。最後に委員の皆様から何かお話がありましたら。お願いします。

○篠倉委員

次回に向けてですが、今日が7月中旬で、次が3か月後で間が空くと思います。その際に、また改めて答申案をじっくり見るよりは、今日の意見を踏まえてここを変えましたというポイントだけ教えていただくというやり方でもいいのかなと思っております。1回議論したところは各部会で何回か議論していると思うので、今日を踏まえてどこを変えたという部分を中心にお話ししていただくと、もう少しフリーで会話できる時間が生まれたりして、双方にとって良いのかなと思いました。以上です。

○寺園部会長

ありがとうございます。また、個別に、このところについて本当はいろいろ言いたい意見があるのにそれを言う時間がないということであれば、担当者の方だけで構わないので、時間を取って、オンラインか何かで小1時間とか個別に意見を聞いてもらうような時間を取ってもいいのかもしれないなと思いました。私は部会長としては事前説明のときに大分時間をいただいていますけども、他の方は多分、皆さんそれぞれ、御自身のお考えで、もう少し聞きたい部分、言いたい部分があると思いますので、これから3か月ある中で、どこか、いいタイミングでコミュニケーションを取っていただければありがたいなと思いました。宮脇副部会長もよろしいでしょうか。

○宮脇副部会長

大丈夫です。ありがとうございます。

○寺園部会長

ありがとうございます。それでは、10分超過してしまいましたけれども、事務局から最後何かありますか。

○石坂廃棄物政策担当課長

特に事務局からはございません。

○寺園部会長

ありがとうございます。では、進行をお返しします。

○石坂廃棄物政策担当課長

ありがとうございました。事務局の調整がなかなかうまくない部分があり、申し訳ございません。

本日の第2回部会につきましてはこれで終了とさせていただきます。この間、また何かあれば御連絡いただいたり、コミュニケーションの取り方を考えたいと思います。次回の部会は10月10日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

本日は委員の皆様、長時間の御審議ありがとうございました。

午前11時40分閉会